

一般社団法人日本生物教育学会 教育課程委員会規程

〈名称〉

第1条 本委員会は、「教育課程委員会」と称する。

〈目的〉

第2条 本委員会は、日本の生物教育の教育課程の質の向上及び発展に資することを目的とする。

〈事業〉

第3条 本委員会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生物教育の教育課程に関する学会内の交流・研究に関すること
- (2) 生物教育に関連する学会との連絡、情報交換および交流事業に関すること
- (3) 海外における生物教育の教育課程についての情報などの紹介・提供に関すること
- (4) その他、第2条の目的を達成するのに必要な事業

〈委員会の構成〉

第4条 本委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長には理事1名をもってあて、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。委員長は、委員会の運営を統括する。
- 3 委員長は、数名の委員を理事会に推薦する。委員は理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。

〈委員の任期〉

第5条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

〈委員会の開催〉

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。また、e-mail等による委員会を開催することができる。

〈経費〉

第7条 委員会の経費は、日本生物教育学会より支弁された費用によって賄う。

〈規程の改廃〉

第8条 本規程の改廃は、日本生物教育学会理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は、日本生物教育学会理事会の承認を経て2017年1月6日から発効するものとする。